

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 町田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年10月町田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第8条第4項中「関係者」の次に「(審査申出人及び市長を除く。)」を加え、「かえて」を「代えて」に改め、同条第5項第1号及び第8項第3号中「住所」の次に「又は居所」を加える。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第11条第2項を次のように改める。

- 2 法第433条第12項の規定による通知は、前項の決定書の謄本により行うものとする。

(町田市情報公開条例の一部改正)

第2条 町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 審査請求

第10条 公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合及び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

- 3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
- 5 第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。

（町田市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て及び相談等」を「審査請求及び相談等」に改める。

第27条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第7章 不服申立て及び相談等」を「第7章 審査請求及び相談等」に改める。

第30条を次のように改める。

（審査請求）

第30条 保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。

この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合（第2号から第5号までに掲げる場合にあつては、当該審査請求に係る保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合及び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられ

ている場合を除く。)を除き、遅滞なく、町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去等をする事とする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用等の中止をする事とする場合

3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

5 第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。

(町田市行政手続条例の一部改正)

第4条 町田市行政手続条例（平成8年12月町田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の町田市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の町田市情報公開条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた実施機関の決定又は同日以後にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求について適用し、同日前にされた実施機関の決定又は同日前にされた公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の町田市個人情報保護条例の規定は、平成28年4月1日以後にされた実施機関の決定又は同日以後にされた保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止の請求に係る不作為に関する審査請求について適用し、同日前にされた実施機関の決定又は保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

町田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合には、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出が</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行なう場合には、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>

町田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>あったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員会は、関係者<u>(審査申出人及び市長を除く。)</u>に対し、その請求により口頭による証言に<u>代えて</u>口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所又は居所及び氏名</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 出席した関係者の住所又は居所及び氏名</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>前3条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会</u>が記名押印した決定書を作成しなければならない。</p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に<u>かえて</u>口述書の提出を許すことができる。</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 出席した関係者の住所及び氏名</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>前2条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書</u>を作成しなければならない。</p>

町田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>2 法第433条第12項の規定による通知は、前項の決定書の謄本により行うものとする。</u></p>	<p><u>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしてしなければならない。</u></p>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>（第10条）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、公文書の公開をしないこと（公文書の一部の公開をしないこと及び第5条の2の規定により公文書の公開の請求を拒否することを含む。）と決定したとき、又は請求があった公文書を保有していないときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日）及び<u>審査請求</u>に係る事項を併せて通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 審査請求</u></p> <p><u>第10条 公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合及</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>（第10条）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、公文書の公開をしないこと（公文書の一部の公開をしないこと及び第5条の2の規定により公文書の公開の請求を拒否することを含む。）と決定したとき、又は請求があった公文書を保有していないときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日）及び<u>不服申立て</u>に係る事項を併せて通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 不服申立て</u> <u>（不服申立て）</u></p> <p><u>第10条 公文書の公開の請求に対する実施機関の処分に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立てをすることができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申に基づき当該不服申立てについて決定を行わなければならない。</u></p>

町田市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)</u></p> <p>3 <u>前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。</u></p>	

町田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>審査請求及び相談等</u>（第30条—第32条）</p> <p>第8章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、請求に応じないこと（その請求の一部について応じないこと及び第24条の2第1項の規定により請求を拒否することを含む。）と決定したとき、又は請求があった保有個人情報を保有していないときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日）及び<u>審査請求</u>に係る事項を併せて通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第7章 <u>審査請求及び相談等</u> （<u>審査請求</u>）</p> <p><u>第30条 保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合（第2号から第5号までに掲げる場合）にあっては、当該審査請求に係る保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合及び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 <u>不服申立て及び相談等</u>（第30条—第32条）</p> <p>第8章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、請求に応じないこと（その請求の一部について応じないこと及び第24条の2第1項の規定により請求を拒否することを含む。）と決定したとき、又は請求があった保有個人情報を保有していないときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日）及び<u>不服申立て</u>に係る事項を併せて通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第7章 <u>不服申立て及び相談等</u> （<u>不服申立て</u>）</p> <p><u>第30条 保有個人情報の開示、訂正、消去等又は利用等の中止の請求に対する実施機関の処分に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立てをすることができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合には、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申に基づき当該不服申立てについて決定を行わなければならない。</u></p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>合を除く。)を除き、遅滞なく、町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合</u></p> <p><u>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p><u>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去等を行うこととする場合</u></p> <p><u>(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用等の中止をすることとする場合</u></p> <p><u>3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。</u></p>	

町田市行政手続条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) 略</p>